

○廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱

令和6年3月25日

教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 文化活動において著しく優れた成績を修め全国規模の大会（以下「大会」という。）に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付する。

(目的)

第2条 この要綱は、文化の香り高いまちづくりの推進を図り、市民文化の振興、文化の向上、発展に資することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に在住の個人及び市内に活動の拠点を有する団体（監督及びコーチを含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) その出場種目を職業として行い、それによって生計をたてている者
- (2) 同一年度で既に当激励金の交付を受けた者（学校の部活動にあっては、部活動ごととする。）
- (3) 市から同様の目的で他の激励金等の交付を受ける者

(交付対象大会)

第4条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、都道府県、その他これらに準ずる公益を目的とする事業を行う法人又は団体が主催する文化活動に関する大会
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会を除く。

- (1) 予選又は選考を経ずに出場する大会
- (2) 親善又は交歓等のために出場する大会
- (3) 招待により出場する大会
- (4) 応募者全員が出場できる大会
- (5) 政治団体、宗教団体、流儀・流派団体又はこれらに準ずる団体が主

催する大会で、参加資格が限定される大会
(激励金の額)

第5条 激励金の額は次のとおりとする。

交付対象者	激励金の額
個人	5,000円
団体	出場者1名につき5,000円とし、20,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、激励金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、大会の開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項等の写し
- (2) 大会への出場を証明する書類の写し
- (3) 予選又は選考の結果を証明する書類の写し
- (4) 大会出場予定者名簿（別記様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金の交付を決定し、激励金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、激励金を交付しないことを決定したときは、激励金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、大会の終了後30日以内に大会出場結果報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の結果を証明する書類の写し
- (2) 大会出場者名簿（別記様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(激励金の返還命令)

第9条 市長は、激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、激励金返還命令書（別記様式第7条）により、激励金の返還を命ずるものとする。

(1) 大会が中止されたとき、又は大会への出場を中止したとき。

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて激励金の交付を受けたとき。

(3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和6年3月25日教育委員会告示第6号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、申請者は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、大会の開始後においても申請することができるものとする。

3 前項の規定により、申請者が行う結果報告についての第8条の規定の適用については、同条中「大会の終了後」とあるのは「前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から」とする。

(廿日市市文化団体激励金交付要綱の廃止)

4 廿日市市文化団体激励金交付要綱（平成7年10月1日施行）は廃止する。

附 則（令和6年12月11日教育委員会告示第20号）

この告示は、令和6年12月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別記)

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

甘日市市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

⑩

(団体名、代表者名)

電話番号

激 励 金 交 付 申 請 書

甘日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 大会概要

大会名	
主催者名	
種目名	
会場名	
大会期日	

2 添付書類

- (1) 大会開催要項等の写し
- (2) 大会への出場を証明する書類の写し
- (3) 予選又は選考の結果を証明する書類の写し
- (4) 大会出場予定者名簿（別記様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 団体の場合は、記名し、代表者印を押印してください。

※ 個人の場合は、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名し、個人印（ゴム印以外のもの）を押印してください。

※ 申請日時点で未成年の場合は、保護者が申請してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第6条関係）

大会出場予定者名簿

団体名 _____

チーム名/部活動名 _____

氏名	住所	生年月日	監督/コーチ

※ 個人の申請の場合、「団体名」、「チーム名/部活動名」及び「監督/コーチ」欄は記載不要です。

※ 監督又はコーチの方は、「監督/コーチ」欄に「○」を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第7条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

【公印省略】

激励金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付で申請のあった廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金については、廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

- 1 大会名
- 2 種目名
- 3 交付金額

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第7条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長
【公印省略】

激 励 金 不 交 付 決 定 通 知 書

（元号） 年 月 日付で申請のあった廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金については、次の理由により不交付を決定したため、廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 大会名
- 2 種目名
- 3 不交付の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

廿日市市長 様

郵便番号
住 所
氏 名 ㊤
(団体名、代表者名)
電話番号

大会出場結果報告書

廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 大会概要

大会名	
主催者名	
種目名	
会場名	
大会期日	
出場結果・記録	

2 添付書類

- (1) 大会の結果を証明する書類の写し
- (2) 大会出場者名簿（別記様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

※ 団体の場合は、記名し、代表者印を押印してください。
※ 個人の場合は、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名し、個人印（ゴム印以外のもの）を押印してください。
※ 激励金交付申請をした者が報告してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第8条関係）

大会出場者名簿

団体名 _____

チーム名/部活動名 _____

氏名	住所	生年月日	監督/コーチ

※ 個人の申請の場合、「団体名」、「チーム名/部活動名」及び「監督/コーチ」欄は記載不要です。

※ 監督又はコーチの方は、「監督/コーチ」欄に「○」を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第9条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

【公印省略】

激 励 金 返 還 命 令 書

（元号） 年 月 日付で交付決定した廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金について、廿日市市文化活動に関する全国大会出場者激励金交付要綱第9条の規定により次のとおり返還を命じます。

1 大会名

2 種目名

3 返還理由

4 返還額

円

5 返還期限

（元号） 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）